

# 人 事 委 員 会 年 報

平 成 2 1 年 度

滋 賀 県 人 事 委 員 会



# 目 次

## 第1 組織および運営

1	人事委員会	1
(1)	委員	1
(2)	委員会の会議	1
2	事務局	5
(1)	職員定数および現員	5
(2)	組織	5
(3)	事務分掌	5
(4)	平成21年度予算	6
3	人事委員会規則等の制定・改廃	7
(1)	規則	7
(2)	訓令	9
(3)	告示	10
4	条例案に対する意見	11
5	諸会議等	13

## 第2 任用関係事務

1	競争試験	14
(1)	試験の日程	14
(2)	試験区分および採用予定人員	14
(3)	受験資格および試験方法	15
(4)	試験の実施状況	17
2	身体障害者を対象とした職員採用試験	20
(1)	試験の日程	20
(2)	受験資格および試験方法	20
(3)	試験の実施状況	20
3	採用選考	21
4	昇任選考	22

## 第3 給与関係事務

1	給与に関する報告、勧告等	23
(1)	職員給与等実態調査	23
(2)	職種別民間給与実態調査	31
(3)	大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	34
(4)	職員の給与に関する報告および勧告	35
(5)	意見の申し出	41

2	給与改定等の概要	4 1
	(1) 改定の内容	4 1
	(2) 実施時期	4 2
	(3) 給与の削減	4 2
3	給与に関する承認	4 2
第4	勤務時間その他の勤務条件等	
1	職員の週休日および勤務時間の割振りの特例	4 3
第5	分限および懲戒関係	
1	分限処分の状況	4 4
2	懲戒処分の状況	4 4
第6	公平審査関係事務	
1	勤務条件に関する措置の要求	4 5
2	不利益処分に関する不服申立て	4 5
3	職員からの苦情相談	4 5
4	職員団体の登録	4 6
5	管理職員等の範囲の指定	4 7
	(1) 本 庁	4 7
	(2) 出先機関	4 7
6	公平審査事務の受託	4 8
第7	労働基準監督機関の職権行使	
1	適用事業所と労働基準監督機関	4 9
2	職権行使の状況	5 0
	(1) 事業所調査	5 0
	(2) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況	5 0
	[事務局職員名簿]	5 1
	[転出者名簿]	5 1

# 第1 組織および運営

## 1 人事委員会

### (1) 委員

職名	氏名	生年月日	任期	摘要
委員長	市木 重夫	昭15. 8. 1	平13. 7. 29～ 平25. 7. 28	(現) 弁護士 平14. 8. 5 委員長就任 平21. 7. 29 再任 (委員長再任)
委員	宮崎 君武	昭15. 3. 9	平14. 8. 4～ 平22. 8. 3	(現) 滋賀県商工会議所連合会会長 (現) 大津板紙(株)代表取締役社長 平18. 8. 4 再任
委員	田中 雅代	昭18. 1. 1	平19. 12. 26～ 平23. 12. 25	(元) 滋賀県男女共同参画センター 所長

### (2) 委員会の会議

開催期日	議題
平成21年 4月9日	<p>〈協議事項〉</p> <p>1 平成21年度行事予定について</p> <p>2 警察官特別昇任制度の改正について</p> <p>〈報告事項〉</p> <p>1 人事院による本年夏季一時金の調査について</p>
4月20日	<p>〈協議事項〉</p> <p>1 本年夏季一時金の調査について</p>
5月7日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 職員採用試験公告について</p> <p>(1) 平成21年度滋賀県職員採用上級試験 (大学卒業程度) 公告案</p> <p>(2) 平成21年度滋賀県職員採用初級試験 (高校卒業程度) 公告案</p> <p>(3) 平成21年度身体障害者を対象とした滋賀県職員採用試験公告案</p> <p>(4) 平成21年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験公告案</p> <p>〈協議事項〉</p> <p>1 人事院勧告に係る対応について</p> <p>〈報告事項〉</p> <p>1 平成20年度各種採用試験実施結果について</p> <p>2 職員の苦情相談処理報告について</p> <p>3 職員の懲戒処分について</p> <p>4 平成21年職種別民間給与実態調査について</p>
5月12日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 「平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する特例措置に関する意見」案について</p>
5月14日	<p>〈報告事項〉</p> <p>1 平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する特例措置に関する意見について</p> <p>2 職員の懲戒処分について</p>
5月14日	<p>〈意見の申し出〉</p> <p>県議会議長および知事に「平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する特例措置に関する意見の申し出」を提出</p>
5月28日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 条例案に対する意見について</p> <p>(1) 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>(2) 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案</p>

開催期日	議 題
(5月28日)	(3) 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案 (4) 滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案 (5) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 2 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の期末手当および勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案
7月 1日	〈審議事項〉 1 職員の採用の選考について
7月14日	〈審議事項〉 1 職員の採用の選考について
7月29日	〈審議事項〉 1 委員長選挙について 委員長職務代理者の指定について 〈報告事項〉 1 職員の懲戒処分について
8月11日	〈協議事項〉 1 退職手当審査会の事務を行うことについて
8月21日	〈審議事項〉 1 採用候補者名簿の確定について (1) 平成21年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級） (2) 平成21年度滋賀県警察官採用候補者名簿（第1回男性A、女性A） 2 人事委員会告示の一部改正について (1) 職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正案 (2) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正案 3 職員の採用選考の方法等に関する要綱の一部改正について 〈報告事項〉 1 採用候補者名簿の失効について (1) 平成20年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級） (2) 平成20年度滋賀県警察官採用候補者名簿（第1回男性A-1、A-2、女性A） 2 人事院勧告の内容について
9月 9日	〈協議事項〉 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について 〈報告事項〉 1 職員の懲戒処分について 2 退職手当に係る人事委委員会の意見の聴取について
9月14日	〈審議事項〉 1 退職手当に係る人事委委員会の意見の聴取について 〈協議事項〉 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
9月18日	〈審議事項〉 1 条例案に対する意見について (1) 長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町の合併に伴う関係条例の整備に関する条例案 (2) 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案
9月29日	〈審議事項〉 1 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 職員の宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 2 人事委員会告示の一部改正について (1) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関の

開催期日	議 題
(9月29日)	指定の一部改正案 〈協議事項〉 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月 2日	〈審議事項〉 1 「職員の給与等に関する報告及び勧告」について 〈報告事項〉 1 職員の懲戒処分について
10月 5日	〈審議事項〉 1 職員の採用の選考について
10月14日	〈人事委員会勧告〉 県議会議長および知事に「職員の給与等に関する報告および勧告」を提出
10月20日	〈報告事項〉 1 職員の懲戒処分について
10月28日	〈審議事項〉 1 採用候補者名簿の確定について (1) 平成21年度滋賀県警察官採用候補者名簿(県外A) (2) 平成21年度滋賀県職員採用候補者名簿(初級) (3) 平成21年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 〈報告事項〉 1 採用候補者名簿の失効について (1) 平成20年度滋賀県警察官採用候補者名簿(県外A) (2) 平成20年度滋賀県職員採用候補者名簿(初級) (2) 平成20年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 2 平成21年度身体障害者を対象とした滋賀県職員採用試験の実施状況について
11月27日	〈審議事項〉 1 条例案に対する意見について (1) 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案 (2) 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案 (3) 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案 (4) 滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案 (5) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 2 人事委員会規則の制定および一部改正について (1) 特別の事情による給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (2) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案 (3) 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 (4) 職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則 (5) 職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (6) 職員の寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (7) 職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
12月 2日	〈審議事項〉 1 採用候補者名簿の確定について (1) 平成21年度滋賀県警察官採用候補者名簿(男性B、女性B) 〈報告事項〉 1 採用候補者名簿の失効について (1) 平成20年度滋賀県警察官採用候補者名簿(男性B、女性B)
12月 8日	〈審議事項〉 1 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 〈報告事項〉 1 職員の懲戒処分について

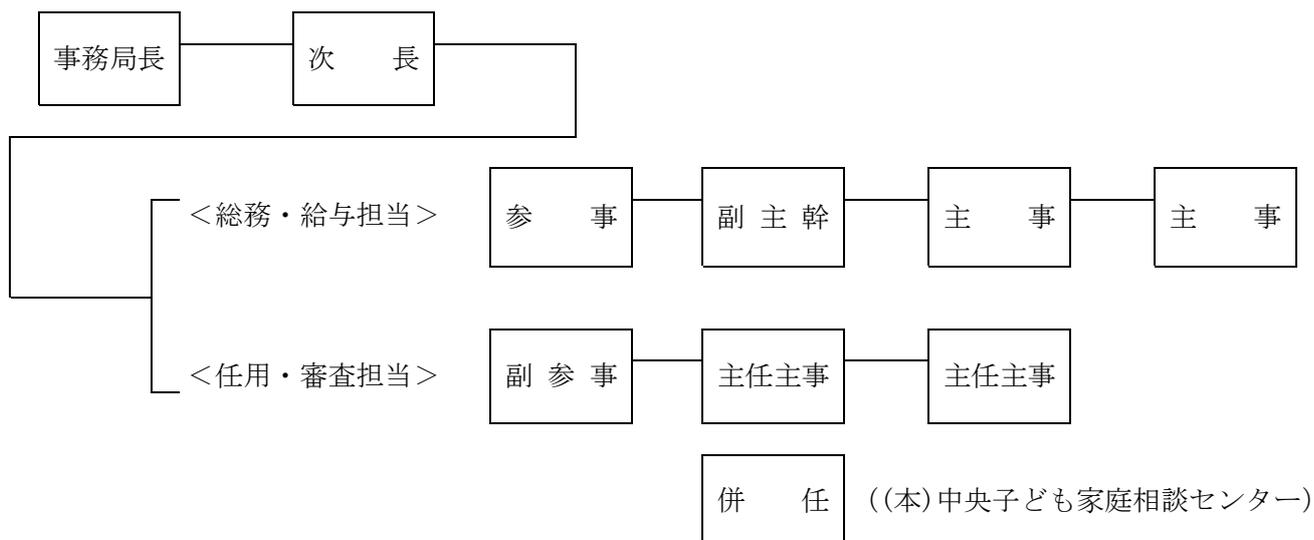
開催期日	議 題
12月21日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 職員の採用の選考について</p>
12月25日	<p>〈報告事項〉</p> <p>1 職員の懲戒処分について</p>
平成22年 1月20日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 職員の昇任の選考について</p> <p>2 事務局職員の人事について</p>
1月25日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 不服申立事案の裁決について（2件）</p>
2月 2日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 採用候補者名簿の確定について</p> <p>(1) 平成21年度（県外）滋賀県警察官採用候補者名簿（警察官（B））</p> <p>〈報告事項〉</p> <p>1 採用候補者名簿の失効について</p> <p>(1) 平成20年度（県外）滋賀県警察官採用候補者名簿（警察官（B））</p>
2月17日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 職員の採用の選考について</p> <p>2 平成22年度滋賀県警察官採用試験の実施計画・受験資格について</p> <p>(1) 平成22年度滋賀県警察官（A）採用試験公告案</p> <p>(2) 平成22年度滋賀県警察官（B）採用試験公告案</p> <p>3 条例案に対する意見について</p> <p>(1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>(2) 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>(3) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>〈報告事項〉</p> <p>1 職員の懲戒処分について</p>
3月10日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 職員の採用の選考について</p> <p>2 職員の昇任の選考について</p> <p>3 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>(1) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案</p>
3月24日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 職員の採用の選考について</p> <p>2 職員の昇任の選考について</p> <p>3 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>(1) 滋賀県人事委員会が行う統計調査に関する規則案</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>(3) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案</p> <p>(4) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>(5) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>(6) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>(7) 職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>(8) 職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>(9) 職員の農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>(10) 滋賀県人事委員会議事規則の一部を改正する規則案</p> <p>(11) 職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>4 人事委員会訓令の一部改正について</p> <p>(1) 滋賀県人事委員会事務処理規程の一部改正案</p> <p>5 人事委員会告示の一部改正について</p> <p>(1) 滋賀県職員等の給与に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき人事委員会が指定する特地公署に準ずる公署の指定</p> <p>(2) 給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正案</p> <p>6 事務局職員の人事について</p>

## 2 事務局

### (1) 職員定数および現員

定 数	現 員			併任職員	臨時的任用職員
	事務局長	事務職員	合 計		
10人	1人	8人	9人	1人	1人

### (2) 組 織



### (3) 事務分掌

担 当	分 掌 事 務
総務・給与	1 人事委員会議に関すること。 2 事務局の人事、予算、経理その他庶務に関すること。 3 公印の管守に関すること。 4 文書の収発、編さんおよび保存に関すること。 5 人事行政に関する調査、人事記録の管理および人事に関する統計報告に関すること。 6 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究およびその成果の報告に関すること。 7 人事機関および職員に関する条例の制定または改廃に関する意見に関すること。 8 人事行政の運営に関する勧告に関すること。 9 職員に対する給与の支払い監理に関すること。 10 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
任用・審査	1 職員の競争試験および選考その他任用に関すること。 2 職階制に関する計画の立案および実施に関すること。 3 職員の研修および勤務成績の評定に関する総合的企画に関すること。 4 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査および判定ならびに措置に関すること。 5 職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する審査および措置に関すること。 6 職員の苦情の処理に関すること。 7 職員団体に関すること。





## (4) 平成21年度予算

## ア 歳入予算

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計
諸収入	受託事業収入	総務受託事業収入	公平委員会事務費	—	240	240

## イ 歳出予算

(単位：千円)

目	事業	当初予算額	補正予算額	計
委員会費	委員報酬	7,560	—	7,560
	委員会運営費	14,218	△2,966	11,252
	計	21,778	△2,966	18,812
事務局費	職員費	76,634	△3,796	72,838
	事務局運営費	1,017	△110	907
	計	77,651	△3,906	73,745
合計	計	99,429	△6,872	92,557

## (節別予算内訳)

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計	
総務費	人事委員会費	委員会費		21,778	△2,966	18,812	
			報酬	7,560	—	7,560	
			共済費	239	△30	209	
			賃金	1,770	△168	1,602	
			報償費	24	△24	0	
			旅費	3,091	△893	2,198	
			交際費	50	△30	20	
			需用費	4,401	△926	3,475	
			役務費	1,174	△124	1,050	
			委託料	784	△376	408	
			使用料及び賃借料	538	△158	380	
			備品購入費	100	△100	0	
			負担金補助及び交付金	2,047	△137	1,910	
			事務局費		77,651	△3,906	73,745
			給料	36,287	△977	35,310	
			職員手当等	27,821	△2,173	25,648	
			共済費	12,526	△646	11,880	
			旅費	66	△45	21	
			需用費	656	△64	592	
	役務費	295	△1	294			

### 3 人事委員会規則等の制定・改廃

#### (1) 規 則

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
平21 10	平21. 4. 1	一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部改正による職員の勤務時間の短縮等に伴い、所要の改正を行った。
11	平21. 4. 1	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部改正による職員の勤務時間の短縮等に伴い、所要の改正を行った。</li> <li>・ 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部改正により、裁判員としての出頭が特別給かとして認められたことから、併せて臨時の職員の有給の特別休暇の基準を定めた別表について所要の改正を行った。</li> </ul>
12	平21. 4. 1	職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部改正による職員の勤務時間の短縮等に伴い、所要の改正を行った。
13	平21. 4. 1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。
14	平21. 4. 1	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部改正による職員の勤務時間の短縮等に伴い、所要の改正を行った。</li> <li>・ 組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。</li> </ul>
15	平21. 4. 1	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
16	平21. 4. 1	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	歯科衛生士の学歴区分の変更に伴い所要の改正を行った。
17	平21. 4. 1	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、職務の分類を定めた別表等について所要の改正を行った。
18	平21. 4. 1	職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部改正により初任給調整手当の上限額が引き上げられたことに伴い、給料の調整を行う勤務箇所を定めた別表について所要の改正を行った。
19	平21. 4. 1	職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則	平成21年度における地域手当の支給割合について規定することとした。
20	平21. 4. 1	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、特殊勤務手当の支給対象機関を定めている規定について、所要の改正を行った。

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
2 1	平21. 4. 1	職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
2 2	平21. 4. 1	滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局に副参事の職を置くことに伴い、所要の改正を行った。
2 3	平21. 5. 30	職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	平成21年6月の勤勉手当に関する成績率についての特例を設けた。
2 4	平21. 10. 1	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	精神保健福祉センターにおいて宿直業務を始めることに伴い、所要の改正を行った。
2 5	平21. 10. 1	職員の宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	精神保健福祉センターにおいて宿直業務を始めることに伴い、所要の改正を行った。
2 6	平21. 11. 30	特別の事情による給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則	滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例付則第2項および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例付則第2項の規定に基づき、特別の事情による給料月額を受ける職員の給料の切替えに関し必要な事項を定めた。
2 7	平21. 11. 30	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	給与条例、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）の一部改正による各給料表（医療職（一）を除く。以下同じ。）の引下げ改定に併せて、管理職手当の定額化に伴う経過措置の経過措置基準額についても、所要の引下げを行った。
2 8	平21. 11. 30	職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	給与条例の一部改正による各給料表の引下げ改定に伴い、昇格時の号給対応関係について所要の改正を行った。
2 9	平21. 11. 30	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年3月31日において受けていた給料月額に達した職員が、その後の給与改定等により、再度当該給料月額を下回ることとなった場合には、平成18年改正給与条例・改正学校職員給与条例による差額支給（現給保障）の対象としないこととした。</li> <li>給与条例、学校職員給与条例の一部改正による各給料表の引下げ改定に伴い、権衡職員として平成18年改正給与条例・改正学校職員給与条例による差額支給を行っている職員の基準額についても、所要の引下げを行った。</li> </ul>
3 0	平21. 11. 30	職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与条例、学校職員給与条例の一部改正による各給料表の改定に伴い、調整基本額について所要の改定を行った。</li> <li>平成18年改正条例・改正学校職員給与条例による差額支給の基準額の引下げに併せて、調整基本額の経過措置基準額についても所要の引下げを行った。</li> </ul>

規則 番号	公布年月日	規則名	概要
3 1	平21. 11. 30	職員の期末手当および 勤勉手当の支給に関する 規則の一部を改正する 規則	給与条例、学校職員給与条例の一部改正による勤勉手当の 支給割合の引下げに伴い、勤勉手当の成績率について所要の 改正を行った。
3 2	平21. 11. 30	職員の寒冷地手当の支給 に関する規則の一部を 改正する規則	長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町およ び西浅井町の合併に伴い、所要の改正を行った。
3 3	平21. 11. 30	職員の特勤手当等 に関する規則の一部を 改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度において、給与条例の一部改正条例の施行日 前に特勤公署等に異動等した職員について、手当額の算出 基礎となる「異動日等に受けていた給料および扶養手当の 月額」を改正条例による改正後の給与条例の規定による額 とする改正を行った。</li> <li>長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町およ び西浅井町の合併に伴い、所要の改正を行った。</li> </ul>
3 4	平21. 12. 21	職員の給料の調整額に 関する規則の一部を改 正する規則	調整数を定めた別表等について所要の改正を行った。
3 5	平21. 12. 21	義務教育等教員特別手 当の支給等に関する規 則の一部を改正する規 則	学校職員給与条例の一部改正による義務教育等教員特別手 当の上限額の引下げに併せて、同手当の月額を定めている別 表について所要の改正を行った。
平22 1	平22. 3. 25	職員の級別職務に関す る規則の一部を改正す る規則	警察本部の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

## (2) 訓 令

訓令 番号	施行年月日	訓令名	概要
平21 1	平21. 4. 1	滋賀県情報処理規程の 一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
2	平21. 4. 1	滋賀県人権施策推進本 部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
3	平21. 4. 1	滋賀県男女共同参画推 進本部設置規程の一部 改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
4	平21. 4. 1	審査基準および処分基 準に関する規程の一部 改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
5	平21. 4. 1	滋賀県人事委員会事務 職員服務規程の一部改 正	滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一 部改正による職員の勤務時間の短縮に伴い、所要の改正を行 った。
6	平21. 4. 1	滋賀県人事委員会事務 処理規程の一部改正	人事委員会事務局に副参事の職を置くことに伴い、所要の 改正を行った。

### (3) 告 示

告示 番号	施行年月日	告 示 名	概 要
平21 1	平21. 4. 1	給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
2	平21. 8. 28	職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正	病院事業庁に委任する選考職種に、病院事業庁の言語聴覚士の職を加える改正を行った。
3	平21. 8. 28	職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正	病院事業庁に委任する選考職種に、病院事業庁の言語聴覚士の職を加える改正を行った。
4	平21. 10. 1	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関の指定の一部改正	精神保健福祉センターにおいて宿直業務を始めることに伴い、所要の改正を行った。

#### 4 条例案に対する意見

提出年月日	条例案の名称	意見
平21. 5. 28	滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案	これらの条例案は、去る5月14日に本委員会が申し出た意見を踏まえて所要の措置を講じようとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案	
	滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案	
	滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案	
	滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	
	滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	
平21. 9. 18	長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町の合併に伴う関係条例の整備に関する条例案	この条例案による滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正および滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正については、市町の合併に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案	この条例案は、退職手当制度の一層の適正化を図るため、退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができる等の所要の措置を講じようとするものであり、適当なものと認めます。
平21. 11. 27	滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案	これらの条例案は、本委員会が本年10月14日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給与について所要の措置を講じようとするものであります。このうち住居手当に係る改定内容は、実施時期等において一部本委員会の勧告どおりとなっておりませんが、諸般の事情を勘案してとられる措置であると思料され、やむを得ないものと考えます。
	滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案	
	滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案	
	滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	
	滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	

提出年月日	条例案の名称	意見
平22. 2. 17	滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案は、本委員会が平成21年10月14日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」等を踏まえ、労働基準法の一部改正に伴う時間外勤務代休時間を設けるとともに、週休日に半日勤務を2度行った場合に、これらを振り替えて一の勤務日を休みとすることができることとする等の措置を講じようとするものであり、適当なものと認めます。
平20. 2. 19	滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	これらの条例案は、本委員会が平成21年10月14日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」等を踏まえ、労働基準法の一部改正に伴う時間外勤務手当の支給割合の改定等の措置を講じようとするものであり、またこのうち地域手当に係る改定内容は、諸般の事情を勘案して特例としてとられる措置であると思料され、適当なものと認めます。

## 5 諸会議等

平成21年度中に開催された全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会関係の諸会議等は、次のとおりである。

年 月 日	会 議 名	開 催 地
平21. 4. 10	警察官採用共同試験第1回事務担当者会議	兵庫府
4. 14～15	職種別民間給与実態調査説明会	東京都
5. 1	人事院勧告説明会	東京都
5. 18	近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議	愛知県
5. 25	警察官採用共同試験第2回事務担当者会議	静岡県
6. 12	第117回全国人事委員会連合会総会	東京都
7. 9～10	第52回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会	埼玉県
8. 12	人事院勧告説明会	東京都
8. 27	全国人事委員会事務局長会議	東京都
9. 4	近畿人事委員会協議会給与担当課長会議	滋賀県
9. 11	滋賀・奈良・和歌山三県人事委員会給与担当課長会議	和歌山県
10. 29	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議	大阪府
平22. 2. 2	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議第2回調査研究会	大阪府
2. 3	近畿人事委員会協議会任用事務研究会	兵庫県
2. 15	近畿人事委員会協議会給与事務研究会	大阪府
2. 16	近畿人事委員会協議会公平事務研究会	滋賀県

## 第 2 任 用 関 係 事 務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）および職員の任用に関する規則（昭和 30 年人事委員会規則第 2 号）の規定に基づき、平成 21 年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりである。

### 1 競争試験

#### (1) 試験の日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
上級試験 (大学卒業程度)	平21. 5. 11	平21. 5. 19～6. 8 (郵送・持参) 平21. 5. 19～6. 4 (インターネット)	平21. 6. 28 7. 12～7. 14	平21. 8. 5、 8. 8～8. 10	平21. 8. 21
初級試験 (高校卒業程度)	平21. 5. 11	平21. 8. 24～9. 9 (郵送・持参 ・インターネット)	平21. 9. 27	平21. 10. 12、10. 13	平21. 10. 28
第一回警察官 男性A 女性A	平21. 3. 9	平21. 4. 1～4. 22 (郵送・持参) 平21. 4. 1～4. 20 (インターネット)	平21. 5. 10	平21. 6. 9～6. 11 7. 29、8. 1、8. 2	平21. 8. 21
第二回警察官 男性B 女性B	平21. 3. 9	平21. 8. 3～9. 2 (郵送・持参) 平21. 8. 3～8. 31 (インターネット)	平21. 9. 20	平21. 10. 14、10. 15 11. 25	平21. 12. 2
小・中学校 事務職員	平21. 5. 11	平21. 8. 24～9. 9 (郵送・持参 ・インターネット)	平21. 9. 27	平21. 10. 12、10. 13	平21. 10. 28

#### (2) 試験区分および採用予定人員

試験の種類	試験区分	採用予定人員	試験の種類	試験区分	採用予定人員	
上級試験 (大学卒業程度)	行政	28人程度	初級試験 (高校卒業程度)	一般事務	2人程度	
	環境行政	2人程度		警察事務	4人程度	
	警察事務	7人程度	警察官	県内	第一回 男性 A	約42人
	化学	1人程度			女性 A	約7人
	農業	1人程度		第二回	男性 B	約13人
	水産	1人程度			女性 B	約5人
	建築	1人程度	県外	A	若干人	
	総合土木	9人程度		B	若干人	
				小・中学校事務職員	—	12人程度

(3) 受験資格および試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
上 級 試 験	<p>○ア 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 昭和63年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者および平成22年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>○ 受験制限(受験できない者)</p> <p>ア 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p> <p>オ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る。)</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験(大学卒業程度)  択一式 45問中40問選択 120分</li> <li>・ 専門試験(大学卒業程度)  択一式 (総合土木以外の試験区分)  40問 120分  (総合土木)  45問中40問選択 120分</li> <li>・ 口述試験  個別面接</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文試験 90分</li> <li>・ 口述試験 集団討論  個別面接</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>
初 級 試 験	<p>○ 昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者</p> <p>○ 受験制限  上級試験と同じ</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験(高校卒業程度)  択一式 50問 120分</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作文試験 90分</li> <li>・ 口述試験 集団討論  個別面接</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>

区 分		受 験 資 格	試 験 方 法
警察官	第一回	男性 A ○ 昭和54年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成22年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	○ 第1次試験 ・教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分 ・作文試験 60分 ・専門試験(語学区分のみ) 択一式 30問 90分  ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
		女性 A ○ 昭和54年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を平成22年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	
	第二回	男性 B ○ 昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者、平成22年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・作文試験 60分  ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
		女性 B ○ 昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた女性。ただし、大学を卒業した者、平成22年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。	
		○ 受験制限 ア 日本国籍を有しない者 イ 上級試験の受験制限ア～エと同じ (身体検査基準) 身長 160cm以上(女性は153cm以上) 体重 おおむね47kg以上(女性は43kg以上) 胸囲 おおむね78cm以上(男性のみ) 視力 両眼とも裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上 色覚 職務執行に支障がないこと。 聴力 正常であること。 その他 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。	
小・中学校 事務職員		○ 昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 ○ 受験制限(受験できない者) ア 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。) イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 滋賀県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分  ○ 第2次試験 ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査

(4) 試験の実施状況

ア 上級試験

※ ( ) は女性の数を内数で示す。(以下同じ。)

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政	28人程度	(158) 572	(126) 456	79.7	(39) 145	(18) 59	(11) 28	16.3	(11) 27
環境行政	2人程度	(9) 43	(8) 32	74.4	(2) 10	(2) 7	(1) 3	10.7	(1) 3
警察事務	7人程度	(53) 118	(43) 93	78.8	(9) 25	(7) 13	(4) 7	13.3	(4) 7
化学	1人程度	(13) 45	(9) 34	75.6	(1) 6	(1) 4	(1) 1	34.0	(1) 1
農業	1人程度	(6) 24	(6) 19	79.2	(1) 6	(1) 4	(1) 1	19.0	(1) 1
水産	1人程度	(4) 21	(3) 16	76.2	(0) 6	(0) 3	(0) 1	16.0	(0) 1
建築	1人程度	(9) 21	(5) 16	76.2	(2) 6	(1) 3	(0) 1	16.0	(0) 1
総合土木	9人程度	(4) 54	(4) 39	72.2	(1) 18	(1) 12	(1) 9	4.3	(1) 9
計		(256) 898	(204) 705	78.5	(55) 222	(31) 105	(19) 51	13.8	(19) 50

イ 初級試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(14) 28	(14) 28	100.0	(4) 9	(1) 2	14.0	(1) 2
警察事務	4人程度	(14) 22	(12) 20	90.9	(5) 12	(2) 4	5.0	(2) 4
計		(28) 50	(26) 48	96.0	(9) 21	(3) 6	8.0	(3) 6

### ウ 小・中学校事務職員採用試験

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験 率 %	1次試験 合格者 数 人	最 終 合格者 数 人	最 競 争 率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	12人程度	(61) 114	(49) 87	76.3	(14) 35	(9) 13	6.7	(7) 9

### エ 警察官（男性）採用試験

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験 率 %	1次試験 合格者 数 人	最 終 合格者 数 人	最 競 争 率 倍	採用者数 人	
県 内	A	約42人	697	427	61.3	251	48	8.9	40
	B	約13人	126	100	79.4	49	12	8.3	12
			823	527	64.0	300	60	8.8	52
県 外	A	若 干	—	42	—	23	1	42.0	1
	B	若 干	—	70	—	47	9	7.8	6
	計		—	112	—	70	10	11.2	7

### オ 警察官（女性）採用試験

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験 率 %	1次試験 合格者 数 人	最 終 合格者 数 人	最 競 争 率 倍	採用者数 人
A	約7人	156	90	57.7	46	8	11.3	8
B	約5人	32	27	84.4	16	6	4.5	6
合 計		188	117	62.2	62	14	8.4	14

カ 警察官採用県外共同試験の県別内訳

区分	地元県	引継者数 人	1次試験 合格者数 人	2次試験 受験者数 人	2次試験 受験率 %	最終 合格者 数 人	最終 競争 率 倍	採用者数 人
警察官 A	岐阜県	12	3	2	66.7	0	—	0
	福岡県	6	6	3	50.0	1	6	1
	熊本県	5	0	0	—	0	—	0
	宮崎県	11	7	4	57.1	0	—	0
	鹿児島県	8	7	5	71.4	0	—	0
	小計		42	23	14	60.9	1	42.0
警察官 B	石川県	12	8	5	62.5	1	12.0	1
	福井県	11	10	2	20.0	0	—	0
	岐阜県	9	4	1	25.0	0	—	0
	福岡県	9	5	5	100.0	1	9.0	1
	熊本県	16	9	6	66.7	2	8.0	2
	宮崎県	12	10	7	70.0	5	2.4	2
	鹿児島県	1	1	0	0.0	0	—	0
小計		70	47	26	55.3	9	7.8	6
合計		112	70	40	57.1	10	11.2	7

## 2 身体障害者を対象とした職員採用試験

### (1) 試験の日程

試験公告日	受付期間	試験日	合格発表日
平21. 5. 11	平21. 9. 16～9. 30 (郵送・持参・インターネット)	平21. 10. 18	平21. 10. 30

### (2) 受験資格および試験方法

受験資格	試験方法
<p>○ 介護者なしに職務遂行が可能な者で、次のすべてに該当するもの</p> <p>ア 昭和56年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者</p> <p>ウ 滋賀県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)</p> <p>エ 活字印刷文による出題に対応できる者</p> <p>オ 介助・介護者なしに受験可能な者</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 (高校卒業程度) 択一式 120分</li> <li>・ 作文試験 60分</li> <li>・ 口述試験 個別面接</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>

### (3) 試験の実施状況

※ ( ) 内は女性の数を内数で示す。

試験区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	1人	(5)	(5)	100.0	(1)	11.0	(1)
		11	11		1		1

### 3 採用選考

(人)

一 般 職 員					
部 局 職	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部 長 お よ び そ の 相 当 職	4	—	—	—	4
次 長 お よ び そ の 相 当 職	2	—	—	—	2
課 長 お よ び そ の 相 当 職	6	3	2	—	11
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	12	4	—	—	16
副 主 幹 お よ び そ の 相 当 職	8	5	—	—	13
主 事、技 師 お よ び そ の 相 当 職	34	14	3	1	52
技 能 労 務 職	—	—	—	—	—
計	66	26	5	1	① 98

警 察 官	
職	
警 視 (部 長 相 当 職)	1
警 視 (課 長 相 当 職)	—
警 部	13
警 部 補	1
巡 査 部 長	3
巡 査	2
計	② 20

合計 (①+②)	118
----------	-----

※ 併任、任命換えを含む。  
任命権者に委任しているものを除く。(任命権者委任分は別表を参照)

#### ○ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
児 童 指 導 員	2	2	理 学 療 法 士	1	1
児 童 福 祉 司	1	1	作 業 療 法 士	1	1
保 育 士	1	1	保 健 師	2	2
精 神 保 健 福 祉 士	4	4	文 化 財 保 護 技 術 者	1	1
琵琶湖環境科学センターの研究者	1	1	司 書	1	1
工業技術センターの技師	1	1	運 転 免 許 試 験 員	1	1
医 師	2	2	航 空 整 備 士	1	1
獣 医 師	4	4	科 学 捜 査 研 究 所 の 研 究 員	1	1
管 理 栄 養 士	1	1	医 学 物 理 士	1	1
			計	27	27

注 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(副主幹およびその相当職以上の職)に任用した者を含む。

○ 別表 任命権者委任分

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	15	15	看 護 師	88	80
臨床工学技士	6	4	言 語 聴 覚 士	4	2
診療放射線技師	27	2			
			計	140	103

注 委任分は、職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものである。

4 昇任選考

職 部 局	一 般 職 員				
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部 長 お よ び そ の 相 当 職	5	—	—	1	6
次 長 お よ び そ の 相 当 職	13	2	1	1	17
課 長 お よ び そ の 相 当 職	55	3	3	10	71
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	104	7	5	20	136
副 主 幹 お よ び そ の 相 当 職	77	20	7	26	130
計	254	32	16	58	① 360

(人)

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	5
警 視 (課長相当職)	21
警 部	10
警 部 補	5
巡 査 部 長	—
計	② 41

合計 (①+②)	401
----------	-----

### 第3 給 与 関 係 事 務

#### 1 給与に関する報告、勧告等

地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成21年10月14日に県議会議長および知事に対して、職員の給与に関する報告および勧告を行った。

##### (1) 職員給与等実態調査

平成21年4月1日現在において在職する県職員（企業職員を除く。）および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）について調査した。

##### ア 部局別・給料表別職員数

（単位：人）

部局 給料表	知事	警察	教育委員会	議会	監査 委員	人事 委員会	選挙 管理 委員会	高等 学校等	小学校 および 中学校	計
行政職	2,494	240	137	26	16	9	6	237	310	3,475
警察職	—	2,204	—	—	—	—	—	—	—	2,204
研究職	219	15	—	—	—	—	—	—	—	234
医療職(1)	15	—	—	—	—	—	—	—	—	15
医療職(2)	134	1	1	—	—	—	—	11	38	185
医療職(3)	93	1	2	—	—	—	—	—	—	96
福祉職	69	—	—	—	—	—	—	—	—	69
高等学校等 教育職	—	—	17	—	—	—	—	3,118	—	3,135
小・中学校等 教育職	—	—	27	—	—	—	—	—	7,113	7,140
技能労務職	84	21	1	—	—	—	—	146	—	252
計	3,108	2,482	185	26	16	9	6	3,512	7,461	16,805

- 注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小・中学校等教育職については定数内指導主事の数字である。  
 2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の教職員（行政職3人、小学校および中学校等教育職38人）を含む。  
 3 再任用職員は、含まれていない。（以下表サまで同じ。）

##### イ 給料表別・学歴別・性別人員構成

（単位：％）

区分 給料表	学 歴 別 構 成 比				性 別 構 成 比	
	中 学 卒	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒	男	女
行政職給料表	0.0	28.1	11.3	60.6	74.1	25.9
警察職給料表	0.0	52.3	2.2	45.5	95.1	4.9
研究職給料表	—	4.3	8.1	87.6	81.2	18.8
医療職給料表(1)	—	—	—	100.0	86.7	13.3
医療職給料表(2)	—	2.7	35.7	61.6	42.2	57.8
医療職給料表(3)	—	—	43.7	56.3	2.1	97.9
福祉職給料表	—	2.9	40.6	56.5	50.7	49.3
高等学校等教育職給料表	—	2.4	3.8	93.8	64.4	35.6
小・中学校等教育職給料表	—	—	10.9	89.1	48.0	52.0
技能労務職給料表	56.7	41.3	2.0	—	61.1	38.9
計	0.9	13.8	8.9	76.4	63.0	37.0

ウ 年齢階層別構成比

(単位：%)

年齢階層	職 種					警察職員	全 職 員
	一般職員	行 政	教育職員	高 校 等	小中学校		
～ 24歳	4.4	5.1	4.2	1.8	5.2	9.3	4.4
25 ～ 29	7.1	7.3	8.4	3.7	10.5	17.6	7.1
30 ～ 34	10.5	10.7	8.3	9.2	8.0	15.8	10.5
35 ～ 39	14.1	15.0	10.4	12.8	9.3	11.6	14.1
40 ～ 44	14.9	14.8	14.4	17.1	13.3	9.5	14.9
45 ～ 49	15.4	14.6	20.4	22.0	19.7	10.6	15.4
50 ～ 54	16.6	15.9	22.1	19.9	23.1	13.8	16.6
55 ～ 59	17.1	16.6	11.8	13.5	11.0	11.8	17.1
60 ～	0.1	—	—	—	—	—	0.1
計	4,326人	3,475人	10,275人	3,135人	7,140人	2,204人	16,805人

エ 職員の平均給与月額

区 分		給 料	扶養手当	地域手当	計	対前年比
		円	円	円	円	%
一般職員	平成21年4月	349,973 (352,804)	11,336	17,486 (17,722)	378,795 (381,862)	△0.38 (△0.60)
	平成20年4月	351,572 (355,306)	11,590	17,061 (17,286)	380,223 (384,182)	
全職員	平成21年4月	372,150 (375,174)	10,623	18,092 (18,282)	400,865 (404,079)	△0.44 (△0.65)
	平成20年4月	374,169 (378,054)	10,838	17,635 (17,839)	402,642 (406,731)	

注1 一般職員とは、全職員のうち教育職員および警察職員を除いたものをいう。

2 ( ) 内の額は、平成20年度から平成22年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。(次表において同じ。)

(給料表別平均給与月額)

給 料 表	平均年齢	給 料	扶養手当	地 域 手 当	合 計
	歳	円	円	円	円
行 政 職	43.5	348,058 (350,889)	11,737	17,296 (17,533)	377,091 (380,159)
警 察 職	39.5	334,269 (336,560)	14,157	16,280 (16,408)	364,706 (367,125)
研 究 職	43.3	364,995 (367,874)	13,171	17,941 (18,166)	396,107 (399,211)
医 療 職 (1)	50.2	495,532 (506,053)	14,900	80,200 (84,012)	590,632 (604,965)
医 療 職 (2)	43.1	347,250 (350,198)	7,373	19,725 (16,921)	374,348 (374,492)
医 療 職 (3)	43.8	352,937 (355,003)	2,938	16,666 (16,792)	372,541 (374,733)
福 祉 職	45.5	392,224 (395,952)	10,522	18,911 (19,128)	421,657 (425,602)
高 校 等 教 育 職	45.2	406,462 (409,362)	11,713	19,558 (19,715)	437,733 (440,790)
小 中 学 校 等 教 育 職	43.6	382,215 (385,636)	8,622	18,374 (18,570)	409,211 (412,828)
技 能 労 務 職	50.3	343,078 (345,344)	10,623	16,428 (16,533)	370,129 (372,500)

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

才 職員の給料表別・級別人員構成

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政 3,475人	人 225	人 355	人 911	人 823	人 349	人 619	人 132	人 47	人 14
	% 6.5	% 10.2	% 26.2	% 23.7	% 10.0	% 17.8	% 3.8	% 1.4	% 0.4
警察 2,204	198	478	336	700	342	79	35	21	15
	9.0	21.7	15.2	31.8	15.4	3.6	1.6	1.0	0.7
研究 234	0	64	128	38	4	—	—	—	—
	0.0	27.4	54.7	16.2	1.7	—	—	—	—
医療(1) 15	2	0	4	9	—	—	—	—	—
	13.4	0.0	26.6	60.0	—	—	—	—	—
医療(2) 185	0	12	52	23	69	26	3	—	—
	0.0	6.5	28.1	12.5	37.3	14.0	1.6	—	—
医療(3) 96	0	2	21	42	23	8	—	—	—
	0.0	2.1	21.9	43.7	24.0	8.3	—	—	—
福祉 69	3	17	2	41	4	2	—	—	—
	4.4	24.6	2.9	59.4	5.8	2.9	—	—	—
高校 3,135	26	2,941	94	69	(特2) 5	—	—	—	—
	0.8	93.8	3.0	2.2	0.2	—	—	—	—
小中学校 7,140	0	6,405	376	337	(特2) 22	—	—	—	—
	0.0	89.7	5.3	4.7	(特2) 0.3	—	—	—	—

注1 給料表欄の人数は合計人数である。

2 「—」は、給料表において級の無いことを示す。

カ 行政職給料表の経験年数別・学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴区分	大 学 卒		高 校 卒	
		人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		2,106 人	345,493 円 (347,885)	975 人	348,940 円 (352,443)
1年未満		24	179,025 (179,025)	1	144,500 (144,500)
1年以上 2年未満		41	185,056 (185,056)	11	149,127 (149,127)
2年以上 3年未満		45	191,429 (191,429)	5	154,660 (154,660)
3年以上 5年未満		67	204,866 (204,866)	39	166,051 (166,051)
5年以上 7年未満		100	228,206 (228,206)	26	187,431 (187,431)
7年以上 10年未満		136	250,590 (250,590)	35	205,309 (205,309)
10年以上 15年未満		277	292,942 (292,952)	70	244,754 (244,754)
15年以上 20年未満		402	337,944 (338,042)	123	288,539 (288,539)
20年以上 25年未満		306	378,883 (382,177)	117	331,490 (331,493)
25年以上 30年未満		315	410,746 (413,888)	107	377,173 (380,997)
30年以上 35年未満		246	435,951 (442,463)	104	399,656 (404,652)
35年以上		147	455,224 (464,724)	337	432,625 (440,001)

注 ( ) 内の額は、平成 20 年度から平成 22 年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

### キ 職員の扶養親族数等

扶養手当受給者数		8,486人	受給者1人当たり扶養親族数	
扶養親族数	配偶者	4,853		2.2人
	一人目	職員に配偶者なし	223	全職員1人当たり扶養親族数
		職員に配偶者あり	6,968	
	その他	6,385	全職員1人当たり扶養手当額	
	合計	18,429		10,623円

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

### ク 職員の管理職手当の支給状況

支給割合	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
受給者	14人	65人	196人	341人	138人	392人	329人	1,475人	円 51,840 (63,224)

注 ( )内の額は、平成20年度から平成22年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

### ケ 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 地域区分	計		
		東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
		16%	14%	4.65%
人員		16,805人	14人	15人
構成比		100.0%	0.1%	0.1%
平均手当月額		円 18,092 (18,282)	円 57,318 (58,304)	円 80,220 (84,012)
				円 18,003 (18,189)

注 ( )内の額は、平成20年度から平成22年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

### コ 職員の住居手当の支給状況等

支給を受けている者	8,489人	全職員1人当たり手当額	4,525円
借家・借間居住者	1,556	住居手当受給者の平均家賃額	62,356
自宅居住者	6,816		

## サ 職員の通勤手当および通勤の状況

### ① 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	対 全 職 員 比	対 受 給 者 比
支給を受けている者	15,566 人	92.6 %	100.0 %
交通機関のみ利用者	2,374	14.1	15.3
交通用具のみ利用者	11,365	67.6	73.0
自動車使用者	10,959	65.2	70.4
自転車等使用者	406	2.4	2.6
交通機関・交通用具併用者	1,827	10.9	11.7
自動車との併用者	1,513	9.0	9.7
自転車等との併用者	314	1.9	2.0
受給者1人当たりの手当額	11,227 円		
全職員1人当たりの手当額	10,400 円		

### ② 交通機関利用者の所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職 員 数	割 合	累 積 割 合
10,000円以下	2,100(1,088) 人	50.0 %	50.0%
10,001円以上 12,000円以下	306 (126)	7.3	57.3
12,001円以上 14,000円以下	300 (91)	7.1	64.4
14,001円以上 16,000円以下	311 (110)	7.4	71.8
16,001円以上 18,000円以下	186 (50)	4.4	76.2
18,001円以上 20,000円以下	242 (88)	5.8	82.0
20,001円以上 22,000円以下	164 (58)	3.9	85.9
22,001円以上 24,000円以下	195 (95)	4.6	90.5
24,001円以上 26,000円以下	104 (35)	2.5	93.0
26,001円以上 28,000円以下	116 (42)	2.8	95.8
28,001円以上 30,000円以下	51 (11)	1.2	97.0
30,001円以上 32,000円以下	40 (17)	1.0	98.0
32,001円以上 34,000円以下	35 (4)	0.8	98.8
34,001円以上 36,000円以下	16 (5)	0.4	99.2
36,001円以上 38,000円以下	6 (2)	0.1	99.3
38,001円以上 40,000円以下	11 (2)	0.3	99.6
40,001円以上 42,000円以下	5 (1)	0.1	99.7
42,001円以上 44,000円以下	5 (0)	0.1	99.8
44,001円以上 46,000円以下	3 (0)	0.1	99.9
46,001円以上 48,000円以下	1 (0)	0.0	99.9
48,001円以上 50,000円以下	1 (0)	0.0	99.9
50,001円以上 52,000円以下	0 (0)	0.0	99.9
52,001円以上	3 (2)	0.1	100.0
計	4,201(1,827)	100.0	—
平均所要額	12,543円		

注 職員数欄の（ ）内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

### ③ 交通用具使用者の使用距離階層別分布

#### (自動車使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	2,102 (368) 人	16.9 %
5km以上 10km未満	3,565 (316)	28.6
10km以上 14km未満	2,098 (247)	16.8
14km以上 18km未満	1,571 (204)	12.6
18km以上 22km未満	1,069 (128)	8.6
22km以上 26km未満	755 (83)	6.1
26km以上 30km未満	386 (29)	3.1
30km以上 34km未満	311 (22)	2.5
34km以上 38km未満	207 (16)	1.7
38km以上 42km未満	135 (19)	1.1
42km以上 46km未満	92 (16)	0.7
46km以上 50km未満	59 (22)	0.5
50km以上 54km未満	47 (16)	0.4
54km以上 58km未満	31 (6)	0.2
58km以上 62km未満	26 (12)	0.2
62km以上	18 (9)	0.1
計	12,472 (1,513)	100.0
平均使用距離	13.6km	

注 職員数欄の（ ）内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

#### (自転車等使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	481 (220) 人	66.8 %
5km以上 10km未満	147 (50)	20.4
10km以上 15km未満	54 (27)	7.5
15km以上 20km未満	19 (11)	2.6
20km以上 25km未満	11 (4)	1.5
25km以上 30km未満	2 (1)	0.3
30km以上	6 (1)	0.8
計	720 (314)	100.0
平均使用距離	5.3km	

注 職員数欄の（ ）内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

シ 再任用職員の給料表別・級別人員分布

① フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6
		給料表計	人	人	人	人	人
行政職給料表	10			9	1		
医療職給料表(2)	1					1	
高等学校等教育職給料表	41	7	34				
小学校および中学校等 教育職給料表	8		8				
技能労務職給料表	18						

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

② 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6
		給料表計	人	人	人	人	人
行政職給料表	61		1	48	12		
警察職給料表	2				2		
研究職給料表	8		6	2			
高等学校等教育職給料表	1		1				
技能労務職給料表	9						

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

### (3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 21 年 4 月)

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	32,600円	35,460円	47,590円	59,730円	71,870円
住居関係費	26,680	44,210	40,370	36,520	32,680
被服・履物費	9,490	6,050	8,340	10,630	12,910
雑費 I	38,670	46,100	68,880	91,650	114,430
雑費 II	21,650	26,690	35,080	43,470	51,870
計	129,090	158,510	200,260	242,000	283,760

- 注 1 2人から5人世帯については、「家計調査」(総務省)の大津市勤労者世帯(集計世帯数:94世帯)における平成20年4月の費目別平均支出額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。
- 2 1人世帯については、平成16年の「全国消費実態調査」(総務省)の勤労単身世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成21年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。
- 3 「雑費I」は、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽に係る支出である。
- 4 「雑費II」は、その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金等)である。



## (2) 職種別民間給与実態調査

一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 21 年 4 月現在における民間給与の実態について調査した。

### ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうち、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、医療、福祉、教育、学習支援業およびサービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業および政治・経済・文化団体）に分類された 536 事業所

### イ 調査対象職種

78 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 56 職種）

### ウ 調査実人員

初任給関係 309 人（行政職に相当する調査実人員 244 人）、初任給関係以外の調査職種 5,841 人（行政職に相当する調査実人員 4,960 人。なお、調査該当職種（母集団）の推定数は 37,807 人であり、行政職に相当するものは 31,121 人である。）

### エ 規模別調査事業所数

企業規模	100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上	計
事業所数	22	37	15	8	26	108

注 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が 7 あった。

### オ 調査結果の概要

#### ① 職種別平均給与月額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成 21 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長	6	51.5	721,230	0	721,230
工 場 長	14	54.9	786,994	85	786,909
事 務 部 長	120	51.8	634,175	84	634,091
技 術 部 長	123	50.6	664,582	813	663,769
事 務 部 次 長	84	51.5	546,139	560	545,579
技 術 部 次 長	29	48.2	599,169	323	598,846
事 務 課 長	265	47.1	541,505	10,709	530,796
技 術 課 長	343	47.5	540,563	1,153	539,410
事 務 課 長 代 理	58	43.8	538,790	35,348	503,442
技 術 課 長 代 理	66	43.9	413,493	13,520	399,973
事 務 係 長	339	44.3	435,089	50,503	384,586
技 術 係 長	477	42.8	461,926	54,433	407,493
事 務 主 任	240	39.6	344,671	30,945	313,726
技 術 主 任	277	36.0	323,115	30,106	293,009
事 務 係 員	1,298	34.0	307,682	31,120	276,562
技 術 係 員	1,221	34.9	345,558	35,066	310,492

② 民間における初任給

職種	学歴	全規模	規模500人以上	規模100人以上 500人未満	規模100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	195,598	193,908	※199,622	※190,900
	短大卒	※168,226	※171,704	※158,000	※181,462
	高校卒	153,983	※158,554	※146,282	※179,462
新卒技術者	大学卒	203,442	206,747	※202,187	※195,240
	短大卒	※169,558	※169,500	—	※169,610
	高校卒	160,464	159,351	※155,967	※169,890
計	大学卒	198,576	197,867	200,745	※193,793
	短大卒	168,443	※171,397	※158,000	※175,536
	高校卒	157,015	158,974	※149,578	※173,081

注1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のあった事業所について平均したものである。

2 ※印をつけたものは、調査実人員が10人以下である。

③ 民間における家族（扶養）手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,317円
配偶者と子1人	19,321円 (5,004円)
配偶者と子2人	24,373円 (5,052円)

注1 家族（扶養）手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 ( )内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

④ 民間における住宅（住居）手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	51.2%
非支給	48.8
借家・借間居住者に対する住宅（住居） 手当月額の最高支給額の平均額の階層	27,000円以上 28,000円未満

⑤ 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	
	上半期 (A 1)	358,412円	288,307円
	下半期 (A 2)	370,824	303,216
特別給の支給額	上半期 (B 1)	675,422	483,746
	下半期 (B 2)	848,852	576,973
特別給の支給割合	上半期 (B 1/A 1)	1.88 月分	1.68 月分
	下半期 (B 2/A 2)	2.29	1.90
	年間計	4.17	3.58
年間の平均		4.16 月分	

注1 下半期とは、平成20年8月から平成21年1月まで、上半期とは平成21年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

⑥ 民間における初任給の改定状況

項目 学 歴	初 任 給 の 改 定 状 況				採 用 な し
	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	32.9 %	(5.0) %	(92.8) %	( 2.2 ) %	67.1 %
高 校 卒	21.7	(7.9)	(88.7)	( 3.4 )	78.3

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

⑦ 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	15.2 %	28.1 %	1.6 %	55.1 %
課 長 級	11.3	21.2	1.6	65.9

⑧ 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 実 施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
		%	%	%			
係 員	82.3 %	72.7 %	23.1 %	19.8 %	29.8 %	9.6 %	17.7 %
課 長 級	55.6	46.5	12.7	16.5	17.3	9.1	44.4

注1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所および本年の定期昇給実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 「増額」、「減額」および「変化なし」とは、前年実績との比較である。

⑨ 民間における昇給制度の状況

項目 役職段階	昇給制度あり	昇給制度あり			昇給制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	87.8 %	40.6 %	87.4 %	50.1 %	12.2 %
課 長 級	66.6	29.8	88.5	51.1	33.4

注 昇給制度の内容は、複数回答である。

⑩ 民間における賞与の考課査定分の配分状況

項目	課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考 課 査 定 分	一定率(額)分	考 課 査 定 分
平成20年冬季	45.5 %	54.5 %	58.9 %	41.1 %

⑪ 民間における雇用調整の実施状況

項目 (複数回答あり)	実施事業所割合
採用の停止・抑制	35.9 %
転籍出向	5.8
希望退職者の募集	7.0
正社員の解雇	4.8
部門の整理・部門間の配転	13.3
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	5.5
非正規社員の契約更新の中止・解雇	35.1
残業の規制	43.0
一時帰休・休業	24.7
ワークシェアリング	3.4
賃金カット	32.4
計	69.5

注1 平成21年1月以降の実施状況である。

2 「計」は、上記のうち1項目以上の雇用調整を実施した事業所の割合である。

⑫ 民間における賃金カットの実施状況

役職段階	項目	賃金カットを実施した事業所	賃金カットを実施した事業所における平均減額率
係員		11.9 %	4.5 %
課長級		27.3	5.4

注 平成21年4月分の給与について、賃金カットを実施した事業所の状況である。

(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成21年4月)

費目	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費		32,600 円	35,460 円	47,590 円	59,730 円	71,870 円
住居関係費		26,680	44,210	40,370	36,520	32,680
被服・履物費		9,490	6,050	8,340	10,630	12,910
雑費 I		38,670	46,100	68,880	91,650	114,430
雑費 II		21,650	26,690	35,080	43,470	51,870
計		129,090	158,510	200,260	242,000	283,760

注1 2人から5人世帯については、「家計調査」(総務省)の大津市勤労者世帯(集計世帯数:94世帯)における平成21年4月の費目別平均支出額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

2 1人世帯については、平成16年の「全国消費実態調査」(総務省)の勤労単身世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成21年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

3 「雑費I」は、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽に係る支出である。

4 「雑費II」は、その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金等)である。

#### (4) 職員の給与に関する報告および勧告

本委員会は、平成21年10月14日に県議会および知事に対して、別記1のとおり報告し、別記2のとおり勧告した。

### 別記第1

## 報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかを検討してきたが、その概要は次のとおりである。

### 1 職員の給与

本委員会が、平成21年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員9,385人、県費負担市町立学校教職員7,420人、合計16,805人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等10種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は3,475人で、その平均給与月額が377,091円（給料348,058円、扶養手当11,737円、地域手当17,296円）であり、平均年齢は43.5歳（男性44.8歳、女性39.0歳）、性別構成は男性74.1%、女性25.9%、学歴別構成は大学卒60.6%、短大卒11.3%、高校卒28.1%、中学卒0.0%となっている。

また、全職員の平均給与月額は400,865円（給料372,150円、扶養手当10,623円、地域手当18,092円）であり、その平均年齢は43.4歳（男性44.5歳、女性41.7歳）、性別構成は男性63.0%、女性37.0%、学歴別構成は大学卒76.4%、短大卒8.9%、高校卒13.8%、中学卒0.9%である。

なお、今年度の職員の給与については、平成20年度から平成22年度までにおける職員の給与の特例に関する条例（平成19年滋賀県条例第69号。以下「特例条例」という。）により、給料等について減額措置が講じられており、当該措置がなかった場合の行政職給料表適用者の平均給与月額は380,159円（給料350,889円、扶養手当11,737円、地域手当17,533円）、また、全職員の平均給与月額は404,079円（給料375,174円、扶養手当10,623円、地域手当18,282円）である。

### 2 民間の給与

県内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の536事業所から、層化無作為抽出法により抽出した115の事業所について、人事院と共同して行った「平成21年職種別民間給与実態調査」の結果は、次の(1)～(5)のとおりである。

#### (1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員5,841人の給与について調査した。

#### (2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額は、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初 任 給 額
事務員および技術者	大 学 卒	198,576 円
	短 大 卒	168,443 円
	高 校 卒	157,015 円

注 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族(扶養)手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

#### (3) 家族(扶養)手当

民間事業所における家族(扶養)手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,317円
配偶者と子1人	19,321円
配偶者と子2人	24,373円

注 家族(扶養)手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象としたものである。

#### (4) 住宅(住居)手当

民間事業所における住宅(住居)手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所の51.2%が住宅(住居)手当を支給しており、そのうち、借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給額の平均額の階層は、26,000円以上27,000円未満となっている。

#### (5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額との4.16月分となっている。

### 3 職員の給与と民間従業員の給与の比較

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員(新規採用者を除く。平均年齢43.8歳)と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員(新規採用者を除く。)について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして3,527円(0.89%)下回っていることが明らかとなった。

なお、特例条例による減額措置前の職員の給与と民間事業所従業員の給与を同様に比較すると、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして1,849円(0.46%)上回る結果となった。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B)
398,050円	特例条例による減額措置後の額 394,523円	3,527円 (0.89%)
	特例条例による減額措置前の額 399,899円	△1,849円 (△0.46%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

3 上段は、特例条例による減額措置後の職員の給与に基づき算定した較差額(率)であり、下段は、特例条例による減額措置前の職員の給与に基づき算定した較差額(率)である。

### 4 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給(給料)の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレ指数は99.8であった。

また、同年の47都道府県の平均は99.4、近畿6府県は98.5~100.4であった。

### 5 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国では0.1%下落し、大津市では0.4%の上昇となっている。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ158,510円、200,260円および242,000円となった。

## 6 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月11日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等に基づき、一般職の職員の給与等について報告し、給与等の改定について、勧告を行った。また、公務員人事管理について報告するとともに、併せて「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

### ※ 別紙省略

## 7 むすび

### (1) 給与の改定等

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。なお、職員の給与は、特例条例により減額されているところであるが、改定内容の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応した職員の本来あるべき給与水準を明らかにするため、これまでと同様、特例条例による減額措置前の公民較差に基づき検討を行った。

まず、給料表について、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、人事院が初任給など若年層を除き改定を行った国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。また、給料月額について引下げ改定が行われることを踏まえ、滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年滋賀県条例第21号)付則第7項から第9項までの規定による給料(経過措置額)の算定基礎となる額についても、この改定時において引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象に引き下げることとする。引下げ後の額は、当該算定基礎となる額に、国家公務員の経過措置額の算定基礎となる額の引下げに適用する100分の99.76を乗じて得た額とする。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。また、行政職給料表との均衡を基本に、経過措置額の引下げ改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、本県においても医師確保は重要な課題となっていることから、引下げ改定は行わないこととする。また、第2号任期付研究員に適用される給料表についても、若手研究者を対象とした給料表であることから、引下げ改定は行わないこととする。

住居手当については、人事院勧告において自宅に係る住居手当の廃止が勧告されたこと等を考慮すれば、自宅に係る手当額を改定する必要がある。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.35月引き下げる必要がある。本年度については、6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分(0.2月分)を支給しないこととするとともに、引下げ月数から当該凍結分に相当する月数(0.2月分)を減じた月数(0.15月分)を12月期の期末手当・勤勉手当から差し引くこととする。来年度以降の取扱いについては、国の取扱いおよび民間の特別給の支給状況等を参考に、6月期および12月期における期末手当・勤勉手当の支給月数を定めることが適当である。また、再任用職員の期末手当・勤勉手当ならびに特定任期付職員および任期付研究員の期末手当についても同様とする。

これらの改定は、職員の給与水準を引き下げることから、改定を実施するための条例等の規定は遡及しないことが適当である。

なお、公民給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消させる観点から、所要の調整を行うことは、情勢適応の原則にもかなうものである。しかしながら、本年の公民較差相当分の調整については、特例条例による職員の給与の減額措置により、既に解消されている状況にあると認められることから、こうした調整措置は要しないものとする。

また、警察職給料表の職務の級の分類については、本県における職務の状況を考慮しつつ、今後、検討する必要があるが、その際には、他の給料表ならびに国および他の都道府県との均衡等に十分留意する必要がある。

### (2) 人事評価制度の確立

本県においては、平成18年4月からの「給与構造の見直し」により、勤務実績をよりの確に反映し得る基盤が整備されたところであるが、職員の士気の高揚や組織の活性化を図るため、本県の昇給・昇格や勤勉手当の各制度がより実効性の高いものとなるよう、国における新たな人事評価制度の運用や今後の動向等を踏まえ、引き続き、公正性や納得性の高い人事評価制度の確立に向けた取組みを進める必要がある。

### (3) 教員給与の見直し

教員の給与については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律を受け、平成19年3月に中央教育審議会の答申がなされたところである。

義務教育等教員特別手当は、義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（以下「人材確保法」という。）に基づく教員給与の改善措置の一環として設けられた手当であるが、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006において、メリハリを付けた教員給与体系の検討と併せて、人材確保法に基づく優遇措置は縮減するとされたところである。これらを踏まえて、従来の手当のあり方等も勘案しながら全国人事委員会連合会において、「モデル手当額」が示されたところである。改定に当たってはこれによるべきであるが、他の都道府県の動向にも留意する必要がある。

### (4) 時間外勤務の縮減

時間外勤務については、これまでも、職員の心身両面の健康管理や公務能率の増進を図るため、その縮減に努めるよう繰り返し要請してきたところであり、仕事と生活の調和を促進する観点からも重要な課題である。平成22年4月1日施行の「労働基準法の一部を改正する法律」（平成20年法律第89号）は、長時間労働を抑制し、これらの目的に資するものであり、時間外勤務手当の支給割合の引上げ等について、所要の措置を講じる必要がある。なお、支給割合の引上げ分の支給に代えて、代替休を指定することができる制度については、今後、国や他の都道府県の動向等に留意する必要がある。

一方、本県においては、依然として、長時間の勤務実態が一部で見受けられるところであり、引き続き、管理職をはじめ職員一人ひとりの強い自覚のもと、業務の割振りや進ちょく等の適切な把握に基づく適正な時間管理、職員間の協力体制の充実、週休日等の振替制度の積極的活用を図るなど、時間外勤務の目に見える縮減に向けて、全職員が一丸となって取り組む必要がある。また、時間外勤務の縮減に有効と認められる施策等については、国や他の都道府県等の状況も参考にしながら、今後検討していく必要がある。

### (5) メンタルヘルス対策の充実

近年、公務の複雑化や多様化が進む中で、職員の仕事上のストレスも増大する傾向にあり、職員のメンタルヘルス対策は重要な課題となっている。

職場におけるメンタルヘルス対策は、心の病を持つ職員だけを対象とするものではなく、すべての職員の心の健康を保持・増進するものであり、任命権者は、組織としての職場が明るく活力に満ちた働きやすい状態となるよう努めるとともに、心の病の予防をはじめ、その早期発見、療養中のケア、職場復帰の支援、再発の防止等、総合的かつ体系的なメンタルヘルス対策の一層の充実にも努める必要がある。

### (6) 人材育成の推進

日常業務を通じて職員の意欲と能力を引き出し、組織目標の達成と職場の活性化を目指す取組みとして、現在、段階的に導入されている「自律型人材育成制度」については、試行等を通じて運用上の問題点の検証を行いつつ、人材育成の新たな方策の一つとして、県の組織全体で実効ある取組みを行う必要がある。

### (7) 男女共同参画・仕事と生活の調和の推進

男女共同参画・仕事と生活の調和の推進については、「滋賀県男女共同参画計画(第2次改訂版)」において、仕事と生活の調和の促進や女性の活躍支援が重点取組テーマに設定され、特定事業主行動計画に基づく仕事と家庭を両立できる環境づくりや女性職員の積極的な登用に取り組まれているところである。本年7月に公布された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」(平成21年法律第65号)や人事院が行った国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出は、就業しつつ子の養育または家族の介護を行うための環境整備を進めていこうとするものであり、今後の国の関係法令の改正や他の都道府県、民間事業所の動向等に留意し、引き続き仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境の整備を進めていく必要がある。また行政における女性の参画を促進するため、女性職員の登用や職域の拡大にも引き続き努める必要がある。

### (8) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、既に民間企業に関しては、定年年齢の65歳以上への段階的引上げ、継続雇用制度の導入などの措置をとることが義務づけられている。人事院は、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」を開催し、本年7月に「最終報告」をとりまとめたところであり、今後、この「最終報告」を踏まえ、具体的な課題の検討を進めていくとしていることから、国の動向に留意する必要がある。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本年の公民較差は、特例条例による減額措置後では、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして3,527円(0.89%)下回っていることが明らかとなったが、特例条例による減額措置前では1人当たり平均にして1,849円(0.46%)上回る結果となった。

本年の給与勧告に当たり、社会一般の情勢に適応した職員の本来あるべき給与水準を明らかにするため、これまでと同様、特例条例による減額措置前の公民較差に基づき、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、この公民較差の解消を図るため、月例給について、給料月額および自宅に係る住居手当の引下げを行うとともに、特別給の引下げを行う勧告としたところである。

本県においては、平成15年4月以降、厳しい財政状況を理由とし、職員の給与が減額措置されているところであるが、当該措置は、地方公務員法で定める給与決定の原則とは異なる基準により実施された異例の措置であり、誠に遺憾である。

言うまでもなく、組織の礎は人であり、たとえ財政健全化に向けた真摯な取組の中にあっても、職員への適正な処遇は、最も重視すべき行政運営の根幹をなす要素である。こうした異例の措置が、足掛け7年の長きにわたり継続されていることは、全国の自治体の中でも極めて厳しいものであり、職員の士気の低下や人材確保への影響は避けられず、その代償は大きいと言わざるを得ないところであり、本委員会としては、大変憂慮するところである。

減額措置の解消に向けた最善の努力が尽くされることを切に要望するとともに、職員の給与決定に当たっては、勧告に基づく本来の職員の給与水準を確保すべきと考える。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割をあらためて認識され、勧告どおり実施されるよう要請する。

## 別記第 2

# 勸 告

本委員会は、別記第 1 における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

### 1 改定の内容

#### (1) 給料表

各給料表については、別表のとおり改定すること。

平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が次の表の職務の級欄および号給欄に掲げる職務の級および号給であるものを除く。）にあっては、当該給料月額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

給 料 表	職 務 の 級	号 給
行政職給料表	1 級	1 号給から 56 号給まで
	2 級	1 号給から 24 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
警察職給料表	1 級	1 号給から 52 号給まで
	2 級	1 号給から 44 号給まで
	3 級	1 号給から 32 号給まで
	4 級	1 号給から 16 号給まで
研究職給料表	1 級	1 号給から 56 号給まで
	2 級	1 号給から 32 号給まで
医療職給料表(2)	1 級	1 号給から 52 号給まで
	2 級	1 号給から 32 号給まで
	3 級	1 号給から 16 号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
医療職給料表(3)	1 級	1 号給から 56 号給まで
	2 級	1 号給から 40 号給まで
	3 級	1 号給から 16 号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
福祉職給料表	1 級	1 号給から 52 号給まで
	2 級	1 号給から 28 号給まで
	3 級	1 号給から 4 号給まで
高等学校等教育職給料表	1 級	1 号給から 52 号給まで
	2 級	1 号給から 32 号給まで
	特 2 級	1 号給から 4 号給まで
小学校および中学校等 教育職給料表	1 級	1 号給から 52 号給まで
	2 級	1 号給から 44 号給まで
	特 2 級	1 号給から 4 号給まで
特定任期付職員に適用される 給料表	—	1 号給
第 1 号任期付研究員に適用 される給料表	—	1 号給

#### (2) 諸手当

ア 住居手当については、自らの所有に係る住宅に居住している職員に対する手当の月額を 2,200 円とし、単身赴任手当を支給される職員で、その所有に係る住宅に配偶者が居住している職員に係る手当の月額を 1,100 円とすること。

イ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(7) 平成 21 年 12 月期以降の支給割合

a b および c 以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月に支給する期末手当の支給割合を0.8月分とすること。

b 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(イ) 平成22年度6月期以降の支給割合

a bおよびc以外の職員

6月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分および0.85月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.35月分とすること。

b 特定幹部職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分および1.3月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.55月分および0.75月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.45月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、(2)イ(イ)については、平成22年4月1日から実施すること。

### (5) 意見の申し出

本委員会は、平成21年5月14日に県議会および知事に対して、意見の申し出を行った。

## 平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する 特例措置に関する意見について

このたび、人事院が平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する特例措置に係る改正について報告および勧告を行ったことを踏まえ、本県においても、国家公務員に対する国の特例措置に準じて所要の措置を講ぜられることが適当と認めますので、地方公務員法第8条第1項第3号の規定に基づき、意見を申し出ます。

## 2 給与改定等の概要

平成21年10月14日に本委員会が行った「職員の給与等に関する報告および勧告」等に基づき、公民較差に基づく改定の関係条例案が平成21年11月定例県議会に提案され、同年11月30日に可決成立し、同日に公布された。また、労働基準法の一部改正に伴う改定については、関係条例案が平成22年2月定例県議会に提案され、同年3月24日に可決成立し、同月31日に公布された。

なお、これらの内容は以下のとおりである。

### (1) 改定の内容

① 公民較差に基づく改定

ア 給料表 国に準じて引下げ改定（医療職給料表(1)については、人材確保の観点から改定なし）  
初任給を中心とした若年層を除き、すべての給料月額を引下げ

イ 期末・勤勉手当 年間支給月数 4.5月 → 4.15月

ウ 住居手当 持ち家に係る住居手当 月額4,500円 → 2,200円

（ただし、平成21年度は据え置き。平成22年度は、月額3,400円）

単身赴任手当受給者の持ち家に係る住居手当 月額2,200円 → 1,100円

（ただし、平成21年度は据え置き。平成22年度は、月額1,700円）

- ② 労働基準法の一部改正に伴う改定
  - ア 時間外勤務手当の支給割合の引上げ
  - イ 時間外勤務代休時間の新設
- ③ その他の改定
  - ア 義務教育等教員特別手当の見直し
  - イ 地域手当の支給割合の特例
    - (ア) 平成 21 年度支給割合 東京都：16%、県内：4.65%、医師 14%
    - (イ) 平成 22 年度支給割合 東京都：16.5%、県内：5%、医師 15%

(東京都、県内は人事委員会規則の改正による)

- ウ 警察職給料表に係る級別標準職務表の改定
- エ 給料の調整額の見直し（特別支援教育等に係る給料の調整額の見直し。人事委員会規則の改正による）

## (2) 実施時期

上記(1)のうち、①ア、イについては平成 21 年 12 月 1 日から、③ア、エについては平成 22 年 1 月 1 日から、①ウ、②、③イ、ウについては平成 22 年 4 月 1 日から実施。

## (3) 給与の削減

平成 20 年度から平成 22 年度までにおける職員の給与の特例に関する条例（平成 19 年滋賀県条例第 69 号）により、次のとおり給与の減額措置を実施。

なお、特別職の給料月額について、知事は 23%、副知事は 15%、その他の常勤特別職は 14%（平成 20 年度は知事は 20%、副知事は 13%、その他の常勤特別職は 12%）を減額。

また、期末手当算出の基礎となる場合の給料月額を知事は 20%、副知事は 10%削減するとともに、知事、副知事、その他の常勤特別職の期末手当基礎額に係る加算額を 10%削減。

### ① 平成 20 年度

#### ア 給料と諸手当の削減

給料月額は次の割合を削減する（給料切替えに伴う経過措置の範囲内）とともに、地域手当、期末手当、勤勉手当等給料月額を算定基礎とする諸手当の算定に適用。

部長・次長級	給料月額	6%
課長級	〃	4%
参事級	〃	2.5%
その他職員	〃	1.5%

#### イ 期末・勤勉手当の加算額の削減

期末手当基礎額および勤勉手当基礎額に係る加算額から、その 10%を削減。

#### ウ 管理職手当の削減

管理職手当は次の割合を削減。

部長・次長級	15%
その他の管理職手当受給者	10%

### ② 平成 21 年度

#### ア 給料と諸手当の削減

同上

#### イ 期末・勤勉手当の加算額の削減

同上

#### ウ 管理職手当の削減

部長・次長級	25%
課長・参事級	20%
その他の管理職手当受給者	15%

## 3 給与に関する承認

人事委員会規則等の規定により、職員の初任給の決定等あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている事項について、任命権者からの申請に対して次のとおり承認した。

承認区分	任命権者			
	知事部局	教育委員会	警察本部	その他
初任給	17 件	—	—	—
給料表異動	—	3 件	—	—
諸手当	—	2 件	—	—

## 第4 勤務時間その他の勤務条件等

### 1 職員の週休日および勤務時間の割振りの特例

職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」等の規定に基づき、職員の週休日および勤務時間の割振りについて別段の定めをすることについて、任命権者から人事委員会に協議があり、人事委員会が承認しているものは次のとおりである。

(平成22年3月31日現在)

#### ○滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第2項ただし書の規定によるもの

(職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難な場合)

所 属 名	対象職員	内 容
知事部局 食肉衛生検査所	獣医師	変則勤務による4週6休

#### ○職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則第10条の規定に基づくもの

(業務もしくは勤務条件の特殊性等により、規則第2条の規定によると、能率を甚だしく阻害し、または職員の健康もしくは安全に有害な影響を及ぼす場合)

所 属 名	対象職員	内 容
教育委員会 びわ湖フローティングスクール	教員	学習航海による22時間連続勤務

## 第5 分限および懲戒関係

### 1 分限処分の状況

当委員会に通知のあった分限処分はない。

### 2 懲戒処分の状況

当委員会に通知のあった懲戒処分は、次のとおりである。

処 分 者	処 分 の 種 類	処 分 年 月 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 21 年 4 月 10 日
知 事	戒 告	平 成 21 年 4 月 30 日
知 事	戒 告	平 成 21 年 4 月 30 日
教 育 委 員 会	停 職	平 成 21 年 7 月 17 日
教 育 委 員 会	減 給	平 成 21 年 7 月 17 日
知 事	免 職	平 成 21 年 8 月 31 日
教 育 委 員 会	停 職	平 成 21 年 8 月 31 日
知 事	減 給	平 成 21 年 9 月 2 日
教 育 委 員 会	停 職	平 成 21 年 9 月 28 日
教 育 委 員 会	減 給	平 成 21 年 10 月 14 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 21 年 12 月 22 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 22 年 2 月 4 日

## 第6 公平審査関係事務

### 1 勤務条件に関する措置の要求

平成21年度における係属事案および新規要求事案はない。

### 2 不利益処分に関する不服申立て

不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりである。

#### 総括表

区 分	平成20年度末 係属件数	平成21年度			平成21年度末 係属件数
		申立て件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	3件	0件	12回	3件	0件

### 3 職員からの苦情相談

苦情相談の状況は、次のとおりである。

区 分	任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	福利厚生 関係	セクハラ パワハラ いじめ等	その他	計
相談件数 (件)	2	0	0	0	1	0	3

#### 4 職員団体の登録

人事委員会への職員団体の登録状況は、次のとおりである。また、これらの職員団体から平成21年度中に6件の登録事項の変更の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	設立年月日
(昭26. 5. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県公立高等学校 教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	地公法附則第13項 労働組合から移行
(昭40. 3. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県高等学校教職員連盟	長浜市名越町森之木600 県立長浜農業高等学校内	昭40. 1. 16
昭41. 9. 29	滋賀県湖南地区公立高等学校 教職員組合	草津市草津町上蓮田1839 県立湖南農業高等学校内	昭41. 9. 9
(昭35. 7. 14) 昭41. 9. 29	滋賀県立膳所高等学校 教職員組合	大津市膳所二丁目11-1 県立膳所高等学校内	昭35. 6. 15
(昭27. 10. 30) 昭41. 9. 29	滋賀県教職員組合	大津市梅林一丁目 滋賀県教育会館内	昭27. 10. 29
昭41. 12. 26	公立甲賀病院組合職員組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36. 4. 3
昭54. 2. 27	滋賀県職員組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	昭53. 5. 23
平元. 12. 16	全教滋賀教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平元. 11. 14
平2. 6. 7	自治労滋賀県職員労働組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	平2. 5. 31
平13. 4. 13	新旭養護学校地区教職員組合	高島市新旭町太田988-6	平12. 4. 1
平17. 8. 4	甲賀広域行政組合 職員労働組合	甲賀市水口町境ヶ谷6677 甲賀広域行政組合衛生センター内	平16. 4. 3

注 ( )内の年月日は、昭和40年の地方公務員法の一部改正前の同法の規定に基づく登録年月日である。

## 5 管理職員等の範囲の指定

人事委員会規則により、管理職員等の範囲を次のとおり定めている。

### (1) 本 庁

(平成22年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	局長、次長、課長、参事、政務調査室長、課長補佐、総務課の主幹および副主幹
知 事 部 局 (会計管理局を含む。)	部長、会計管理者、会計管理局長、理事、政策監、防災危機管理監、次長、管理監、技監、知事公室長、防災危機管理局長、地域防災監、消費生活調整監、IT統括監、子ども・青少年局長、課長、主席参事、副局长、福利厚生室長、県民情報室長、温暖化対策室長、薬務室長、食の安全推進室長、科学技術活用推進室長、農業団体指導検査室長、国営事業対策室長、技術管理室長、用地対策室長、交通安全対策室長、琵琶湖不法占用対策室長、建築指導室長、参事、IT企画室長、琵琶湖レジャー対策室長、廃棄物監視取締対策室長、健康づくり支援室長、農産ブランド推進室長、にぎわう農村推進室長、総括補佐、課長補佐、副参事、室長補佐、主任専門員、秘書課、人事課および財政課の主幹および副主幹、人事課(福利厚生室を除く。)の主査、主任主事および主事
教育委員会事務局	教育長、理事、教育次長、管理監、課長、主席参事、所長、参事、総括補佐、課長補佐、指導補佐、副参事、教育総務課の主幹、副主幹、主査、主任主事および主事(職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に係る事務を所掌するものに限る。)、教職員課の主幹、副主幹、主査、人事主事、主任主事および主事、福利課の主幹および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)
選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局次長
人事委員会事務局	局長、次長、参事、主幹、副主幹、主査、主任主事、主事
監査委員事務局	局長、次長、参事、副参事
労働委員会事務局	局長、次長、副参事
収用委員会事務局	局長、副参事
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	事務局長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

### (2) 出先機関

機 関	職
すべての出先機関	主席参事、参事、副参事、主任専門員
環境・総合事務所	所長、副所長、課長、課長補佐
県 税 事 務 所	所長、次長、課長
自動車税事務所	所長、次長、課長
消費生活センター	所長、次長
森林整備事務所	所長、次長、支所長
健康福祉事務所	所長、次長、課長、課長補佐
保健 健 所	所長、次長、課長、課長補佐
精神保健福祉センター	所長、副所長
食肉衛生検査所	所長、次長
動物保護管理センター	所長、次長
子ども家庭相談センター	所長、次長
計 量 検 定 所	所長、次長
農業農村振興事務所	所長、次長、課長、課長補佐
病虫害防除所	所長、次長
家畜保健衛生所	所長、家畜検査センター所長、次長、北西部支所長
土 木 事 務 所	所長、次長、課長、課長補佐
東 京 事 務 所	所長、副所長、情報課長
消 防 学 校	校長、教頭
政策研修センター	所長、次長
男女共同参画センター	所長、次長
近代美術館	館長、副館長、総括学芸員、課長

機 関	職
琵琶湖環境科学研究センター	センター長、副センター長、次長、部長、部門長、主席参事、総合企画統括員、環境情報統括員、副部門長、総括研究員
琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、総務課長、総括学芸員、課長補佐
流域下水道事務所	所長、次長
森林センター	所長、次長
衛生科学センター	所長、副所長、次長
リハビリテーションセンター	所長、次長
障害者更生相談所	所長、次長
淡海学園	園長、次長
近江学園	園長、副園長、次長、主任専門員
総合保健専門学校	校長、次長
看護専門学校	校長、副校長、次長
工業技術総合センター	所長、次長
東北部工業技術センター	所長、次長
高等技術専門学校	校長、校長代理、副校長
農業技術振興センター	所長、次長、部長、茶業指導所長、農業大学の校長および副校長
畜産技術振興センター	所長、次長
水産試験場	場長、次長
愛知川流域田園整備事務所	所長、次長
交通事故相談所	所長
芹谷地域振興事務所	所長、次長
北川ダム建設事務所	所長、次長
中学校	校長、副校長、教頭、事務長
高等学校	校長、副校長、教頭、事務長
特別支援学校	校長、副校長、教頭、事務長
総合教育センター	所長、次長
びわ湖フローイングスクール	所長、次長
図書館	館長、副館長、総務課長
荒神山少年自然の家	所長

## 6 公平審査事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、一部事務組合の公平委員会の事務の受託の状況は、次のとおりである。

受託団体名	所在地	受託年月日
公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36. 2. 16
滋賀県市町村職員退職手当組合	大津市京町四丁目3-38 合同ビル自治会館内	昭37. 4. 23
湖北広域行政事務センター	長浜市八幡中山町200	昭40. 7. 22
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	大津市京町四丁目3-38 合同ビル自治会館内	昭44. 3. 20
滋賀県自治会館管理組合	大津市京町四丁目3-38 合同ビル自治会館内	昭46. 1. 21
甲賀広域行政組合	甲賀市水口町本丸1-20	昭49. 1. 14
彦根市犬上郡営林組合	彦根市元町4-2 彦根市役所内	昭49. 5. 1
湖東広域衛生管理組合	犬上郡豊郷町大字八町500	昭50. 3. 10
愛知郡広域行政組合	愛知郡愛荘町大字香之庄518	昭50. 5. 1
滋賀県市町村職員研修センター	大津市におの浜一丁目1-20	平14. 5. 20

## 第7 労働基準監督機関の職権行使

### 1 適用事業所と労働基準監督機関

地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号および一般官公署に該当する県の事業所については、人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使することとなっている。

また、事業所の新設・改廃があった場合における同法別表第1の適用号別等については、本委員会と滋賀労働局が協議し決定している。平成21年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関は、次のとおりである。

労働基準法の号別等	該 当 事 業 所	労働基準監督機関
3号	土木事務所（8）、各流域下水道事務所（2）、芹谷地域振興事務所、北川ダム建設事務所	労働基準監督署
13号	各保健所（6）、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護担当、彦根子ども家庭相談センター保護担当、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎	
14号	本庁事業課	
15号	動物保護管理センター	
12号	本庁医務薬務課薬業振興担当、食肉衛生検査所、政策研修センター、近代美術館、消防学校、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、森林センター、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、工業技術総合センター（信楽窯業技術試験場を除く。）、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター（機械電子・金属材料担当を除く。）、東北部工業技術センター機械電子・金属材料担当、高等技術専門校（草津校舎を除く。）、高等技術専門校草津校舎、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、教育委員会事務局文化財保護課城郭調査担当、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、荒神山少年自然の家、図書館、各中学校（3）、各高等学校（48）、各特別支援学校（寄宿舎を除く。）（14）、警察学校	人事委員会
一般官公署	本庁各課局（事業課および医務薬務課薬業振興担当を除く。）（56）、各環境・総合事務所（6）、西部県税事務所（高島納税課を除く。）、西部県税事務所高島納税課、南部県税事務所、中部県税事務所（甲賀納税課を除く。）、中部県税事務所甲賀納税課、東北部県税事務所（湖東納税課を除く。）、東北部県税事務所湖東納税課、自動車税事務所、消費生活センター、西部・南部森林整備事務所（高島支所を除く。）、西部・南部森林整備事務所高島支所、各森林整備事務所（西部・南部森林整備事務所を除く。）（3）、各健康福祉事務所（6）各子ども家庭相談センター（中央子ども家庭相談センター保護担当および彦根子ども家庭相談センター保護担当を除く。）（2）、計量検定所、各農業農村振興事務所（6）、病虫害防除所、家畜保健衛生所、東京事務所、男女共同参画センター、障害者更生相談所、愛知川流域田園整備事務所、交通事故相談所、議会事務局各課（2）、教育委員会事務局各課（文化財保護課城郭調査担当を除く。）（8）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部各課センター室（運転免許課を除く。）（23）、機動警察隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署（12）、収用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局	
1号	企業庁各水道事務所（3）、各浄水場（3）	労働基準監督署
13号	病院事業庁（小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。）、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター	
一般官公署	企業庁本庁各課（2）	

備考 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいう。

## 2 職権行使の状況

平成 21 年度における労働基準監督事項についての指導および監督の状況は、次のとおりである。

### (1) 事業所調査

平成 22 年 2 月に、13 事業所において労働基準監督上の次の事項について調査を実施した。

- ① 主たる事業内容
- ② 勤務時間・休憩等
- ③ 時間外勤務
- ④ 年次有給休暇、産前・産後休暇、育児時間、生理休暇、介護休暇の状況
- ⑤ 育児・介護を行う職員の状況
- ⑥ 妊娠中の職員等の勤務軽減等の状況
- ⑦ 宿日直勤務の状況
- ⑧ 施設および設備
- ⑨ 安全衛生管理体制
- ⑩ 健康診断
- ⑪ 事故および労働災害
- ⑫ 安全管理

### (2) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況

平成 21 年度末現在におけるボイラー等の設置事業所は、14 か所（ボイラー11 基、第一種圧力容器 8 基）である。平成 21 年度におけるボイラー等の検査の実施状況および設置状況は、次のとおりである。

#### ア 検査の実施状況

種 類 検 査 別	ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器
性 能 検 査	9	7

注 落成検査等は、（社）日本ボイラー協会と業務委託契約を締結し、同協会の協力を得て実施している。

#### イ 設置状況

（平成 22 年 3 月 31 日現在）

事 業 所 名	種 類		有 効 期 間	備 考
	ボイラー	一 圧		
消 防 学 校		2	平21. 7. 1～平22. 6. 30	
森 林 セ ン タ ー		1	平21. 4. 1～平22. 3. 31	
東 北 部 工 業 技 術 セ ン タ ー		1	平21. 6. 1～平22. 5. 31	
農 業 技 術 振 興 セ ン タ ー	1		平21. 7. 1～平22. 6. 30	
水 産 試 験 場	1		平21. 7. 1～平22. 6. 30	
瀬 田 工 業 高 等 学 校		1	平 8. 12. 1～平 9. 11. 30	休止中
長 浜 農 業 高 等 学 校		2	平21. 4. 1～平22. 3. 31	
八 幡 工 業 高 等 学 校	1		平22. 3. 1～平23. 2. 28	
八 日 市 南 高 等 学 校		1	平21. 7. 1～平22. 6. 30	
盲 学 校	1		平21. 5. 1～平22. 4. 30	
聾 話 学 校	1		平21. 8. 1～平22. 7. 31	
北 大 津 養 護 学 校	1		平21. 9. 1～平22. 8. 31	
教育総務課学校施設経理担当 （旧 八 幡 養 護 学 校）	2		平19. 11. 1～平20. 10. 31	休止中
三 雲 養 護 学 校	3		平21. 5. 1～平22. 4. 30	
1 4 事 業 所	11	8		

人事委員会年報（平成21年度）

発行年月	平成22年6月
編集・発行	滋賀県人事委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目1-1
電話番号	077(528)4453